

中小企業振興対策委員会設置要領(案)

(昭二二・六・二  
経済安定本部)

國家經濟の再建と國民生活の安定とが依存する所大なる中小企業に関する基本の方策を案劃し、各省具体的施策の実施を強力に促進するため、左により経済安定本部に周保官吏からなる中小企業振興対策委員会を設置する。

一目 内 中小企業に関する基本の方策の立案及各省具体的施策実施の促進

二、組織

委員長

經濟安定本部周保副長官

官房長

生産局長

財政金融局長

經濟安定本部生活物資局長  
商工省總務局長  
產業復興局長  
貿易輸出局長  
農林省總務局長  
大藏省銀行局長  
厚生省職業安定局長  
經濟安定本部官房企劃課長  
生產局開拓課長  
財政局金融局產業金融課長  
貿易局輸出課長  
生活物資局民生課長

幹事

經濟安定本部生活物資局日用品課長

商工省總務局總務課長

產業復興局振興課長

財務課長

貿易廳總務局計劃課長

農林省總務局總務課長

大藏省銀行局總務課長

厚生省職業安定局庶務課長

三、運営

中小工業対策協議会と緊密なる連繋を保ち、隨時会合し差し当りは、大きな閣議決定をみた中八企業振興対策要綱の実施に関する具体案の考究を中心として協議するものとする。



考  
中小企業振興対策要綱

閣議決定

國家經濟の再建と國民生活の安定とは中小企業に依存す所大なるに鑑み、政府は此の際中小企業の確実を振興を図る爲左の基本方針により強力且迅速に施策を講ずるものとする。

一 現在の資材及び資金の需給状況に於ては中小企業全般にわたりその振興を期することの極めて困難な現状に鑑み、さしあたり本要綱によりその振興を実現すべき中小企業は輸出品、生活必需品等刻下重要な國家的使命を有する業種にして政府が指定するものに重点を置くこと

二 今後の経済情勢に鑑み 中小企業の振興は高度の科学的

能率経営を第一義とし非能率経営の排除を期するものとする。これが爲各種関係公共機関及び民間團体を動員して経営刷新の指導に当ると共に、商工協同組合による組織化を普及促進し組合の共同施設により中小企業経営の強化拡大を図るものとし、特に必要且有效なる共同施設に対して特別の援助を與えること。

三、時に中小企業の技術部面を現状の儘に放任するに於ては、その將來の存立は不可能と考えらるるにより、この点についでは、強力なる技術指導の実施により世界的水準に達せしむることを目標として根本的刷新を図るものとする。これが爲、國內外の優秀技術を調査把握し、特に公企業の技術にて中小企業生産に利用し得べきニウニヤクを

徹底的に活用すると共に、技術研究機関の拡充強化及びその総合的運営により最新技術を中小企業に導入するものとする。而して其の普及化及び実用化の指導については、各種公共機関及び民間團体並びに民間優秀技術者運動員して規格実施の徹底を図ると共に、一般的及び個別的技术につき講習会の開催及び実地指導を行はる。併んで模範工場の設営、試作研究の奨励等の方策を講ずること。

四、高能率の中小企業に対しては、極力資材及び設備の確保を図るものとし、この点に関しては特に産業復興團の機能を活用すること。

五、中小企業の所要資金については、一般金融機関及び復興

金融金庫の資金を更に強度に活用するの方策を講ずるの外中小企業金融の重要性及び特殊性に鑑み此の際商工組合中央金庫を強化すること。

六、優秀製品の公開により中小企業製品の品質の向上と販路の開拓を図る爲見本市、呈示会等を開催し、優秀製品に対しては表彰式は資材の特配を行う等の特典を與え奨励の措置をとること。

七、中小企業振興の諸方策を強力に実施推進せらる爲中央及び地方の指導機構を強化すること。

八、以上各項目の実施に必要な法的及び予算的措置を速かに講ずること。

備考

商業に関しては前各号に掲ぐる事項の外別途之を定める